

岩手県農業再生協議会内部監査実施規程

平成 16 年 4 月 13 日制定
平成 17 年 4 月 12 日一部改正
平成 18 年 4 月 12 日一部改正
平成 18 年 12 月 19 日一部改正
平成 19 年 4 月 11 日一部改正
平成 20 年 4 月 11 日一部改正
平成 20 年 12 月 16 日一部改正
平成 21 年 4 月 13 日一部改正
平成 22 年 4 月 21 日一部改正
平成 23 年 4 月 1 日全部改正

(趣旨)

第 1 条 岩手県農業再生協議会の業務及び資金管理に関する内部監査は、この内部監査実施規程により実施するものとする。

(監査員の指名)

第 2 条 内部監査を行う監査員は、複数名とし、会員の所属組織のうちから会長が指名する。

2 前項の監査員のうち 1 名を内部監査責任者として会長が指名する。

(内部監査の種類)

第 3 条 内部監査は、半期ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

(内部監査実施計画の作成等)

第 4 条 第 2 条第 2 項の内部監査責任者は、内部監査実施計画を作成し、会長に報告するものとする。

(内部監査結果の報告)

第 5 条 第 2 条第 2 項の内部監査責任者は、内部監査終了ごとにその結果をとりまとめた内部監査報告書を作成し、会長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた会長は、監事に報告する。

3 第 1 項の内部監査報告書は、当該年度終了後 5 年間保管するものとする。

(内部監査結果の不適合の是正)

第 6 条 第 2 条第 2 項の内部監査責任者は、内部監査の結果、不適合が認められた場合は、是正のための指示書を作成し、会長に報告するとともに、被内部監査部門の責任者に指示するものとする。

2 前項の指示を受けた被内部監査部門の責任者は、指摘された不適合事項について速やかに是正措置を講ずるものとする。

3 被内部監査部門の責任者は、前項の是正措置が終了した場合には、速やかにその結果についての報告書を作成し、第 2 条第 2 項の内部監査責任者に報告するものとする。

- 4 前項の報告を受けた第2条第2項の内部監査責任者は、その内容を確認し会長に報告する。
- 5 前項の報告を受けた会長は、監事に報告する。
- 6 第1項の指示書、第3項の報告書は、当該事業年度終了後5年間保管するものとする。

(雑則)

第7条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、岩手県農業再生協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、内部監査に必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月13日から施行する。